

実地指導においてよくある指摘事項について

集団指導においてもお伝えしているところですが、実地指導においてよくある指摘事項について記載してあります。ご参照いただき、適正な事業運営にお役立てください。なお、以下にでてくる「基準省令」とは「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」のことというものとします。

1 保護者への説明、交付する文書の整備について

重要事項説明書、契約書において、説明すべき内容に不備がないか、今一度ご確認ください。また、制度外の説明・運営をしていないか基準省令を読み返してください。

よくある指摘事項

(1) 語句の誤り

介護給付費→障害児通所給付費、障害程度区分→障害支援区分、法律名の記載誤り（障害者総合支援法）等。

(2) 運営規程と重要事項の内容が異なっている。

営業日、営業時間、サービス提供時間、通常の実施地域等。

(3) 制度外の説明

制度外の費用負担の記載（取消料、講師費用、罰則等の金額の記載）、根拠法誤り、延長支援について独自料金の徴収を規定、実費以上の徴収金の記載等。

(4) 行政機関の名称や電話番号の記載誤り

子ども福祉課等の部署名相違（障害者支援課等）
愛知県運営適正化委員会の所在や連絡先が古いまま
電話番号が間違っている等

2 自らその提供する通所支援の質の評価について

やっていない、もしくは記録がない。放課後等デイサービスガイドラインにある「自己評価表」と「保護者等向け評価表」を適宜加除修正を行って活用してください。様式はウェルネットなごやにもあります。実地指導の際に確認させていただくこともあります。

3 サービス提供の記録と保護者の確認について

事業者は、事業者及び利用者が、その時点でのサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービス提供の都度記録し、保護者からの確認を得ること。

<留意点>

確認様式については原則として国が定めるサービス提供実績記録票に準じます。また、個別支援計画等の実施状況を把握・確認するために、別途サービス提供の詳細に係る記録を作成するよう努めてください。

保護者の確認に際しては自署または押印を求めます。1ヶ月分まとめて1つの自署または押印をもらうのは不可です。

なお、サービス提供時間の開始時間と終了時間の表記は、送迎による移動時間は含めず、療育・訓練・支援等を開始・終了した時間を記載してください。

提供日や、提供時間の記載誤りが散見されるためご注意ください。

4 障害児通所給付費の額に係る代理受領額の通知について

事業者は、法定代理受領によって、給付費の支給を受けた場合は、保護者に対して、その給付費の額を通知すること。

※この障害児通所支援のサービスは、保護者の負担は利用者負担額の範囲内ですが、利用者負担額以外の部分については、給付費という形で税金が使用されていることを保護者に説明するとともに、基準省令上も通知しなければなりません。

5 従業員の勤務の体制と人員基準・加算要件を遵守について

勤務の体制は、基準省令を遵守して定めること。

※基準省令以外でも、運営規程上の営業時間やサービス提供時間との関係で人員配置が適切か、常勤や兼務関係は適正であるか、また就業規則との整合がとれているか、届出上の加算の算定要件を満たしているか等を再度ご確認ください。

人員基準を満たせていない場合や加算要件を満たせていない場合は、返還（過誤）等となり得ます。

6 個別支援計画の作成等について

個別支援計画の作成業務は、児童発達支援管理責任者が担当すること。計画の作成に当たっては、基準に示されている手順を遵守してすすめること。基準省令を再度ご確認ください。

計画面でよくある指摘項目

ア障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること（記録がない）

イ児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること（同意漏れ）

ウ通所給付決定保護者へ当該通所支援計画を交付すること

エ当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること（検討されていない、記録がない等）

7 事業所の変更届、市への報告等について

変更の届出から、10日以内に届け出ること。10日以上後や、届出自体されていない。また届け出なく、運営規程や児童発達支援管理責任者を変更しているケースもあります。場合によっては、減算や過誤調整となります。

※実態とは異なる変更の届出は過誤調整にとどまらず、処分の対象です。

8 事業所内の掲示について

事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。放課後等デイサービスも協力医療機関を定めなければなりません（ウェルネットに協定書の見本を掲載してありますので参考にしてください）。

また、苦情を解決するための措置の概要についても文書に記載し、事業所内に掲示するよう努めてください。

○上記以外の事項についても、今一度、基準省令をご確認いただき事業の見直

しや評価を行ってください。